

業務仕様書

1 業務名

県庁舎 4 階ほか産業廃棄物収集運搬業務及び処分業務

2 履行期間

契約締結の日から令和 4 年 12 月 23 日まで（ただし、収集運搬業務については、契約締結の日から令和 4 年 7 月 15 日までの間のうち発注者が指定する期間に実施すること。）

3 収集運搬及び処分を行う廃棄物

次のとおり。ただし、数量は見込みであり、今後、増加又は減少する可能性があること。

区分	予定概算数量	摘要
金属くず	1,350kg	キャビネット、ロッカー等
金属くずと廃プラスチックの混合物	4,300kg	事務用机、椅子等
付着木くず	650kg	テーブル等
廃ガラス	10kg	板ガラス等
金属くずと汚泥の混合物	10kg	廃電池類
計	6,320kg	

4 業務の遂行に係る許可等

受託者は、監督官庁が交付する許可事項に変更があったときは、遅滞なく変更後の許可証の写しを委託者に提出すること。なお、本業務の遂行に当たっては、本業務仕様書のほか関係法令等を遵守すること。

5 収集運搬業務

- (1) 業務の対象は、岩手県庁舎に存置する産業廃棄物であること（具体的な場所等については、発注者が指示すること。）。
- (2) 3 の区分に掲げる廃棄物以外の廃棄物が確認された場合、受注者は、発注者に協議すること。
- (3) 業務に使用する車両は、7 t 相当とすること。
- (4) 予定概算数量（入札の際に積算した収集運搬車両の数量を含む。）を超過する見込みとなった場合、受注者は、発注者に協議すること。
- (5) 業務の実施に当たっては、受注者は、その数量を確認した上、業務実施報告書（別紙 1）を作成し、発注者の確認を受けること。

6 処分業務

受託者又は受託者が指定する処分業者が行うものとする。なお、受託者が指定する処分業者が中間処分業務を行う場合、委託者は、当該業者と処分業務についての契約書を

締結するものとする。

7 委託料

発注者が受託者に支払う委託料は、収集運搬から処分に至るまでの一切の経費であることから、受託者が指定する処分業者が中間処分業務を行う場合、その経費についても委託料に含まれること。

8 委託料の精算

収集運搬及び処分に要する経費は、契約単価に実数量を乗じた金額により精算するものであること。

9 事業完了の報告

- (1) 受託者は、業務終了後、完了報告書（別紙2）を発注者に提出し、確認を受けること。
- (2) 廃棄物処理法の規定に基づくマニフェストについては、その都度、受託者に提出すること。

10 その他

本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上、委託者の指示に従い、実施すること。